

## 東京医療保健大学大学院医療保健学研究科の論文審査員に関する細則

この細則は、東京医療保健大学大学院学則第 26 条に基づき、医療保健学研究科における論文審査員の選定について以下のとおり定めるものとする。

### 1. 論文審査体制

論文審査体制は以下のとおりとする。

主査は研究科担当教員とし、副査及び委員については必要に応じて関係分野の専門家である学外の審査員を委嘱することも可とする。

#### (1) 修士課程

2 名以上：主査 1 名、副査 1 名、(委員 1 名以上)

#### (2) 博士課程

3 名以上：主査 1 名、副査 1 名、委員 1 名以上

### 2. 論文審査員の選定手続き

(1) 研究科教務委員会にて審議し、学部・研究科運営会議にて承認するものとする。

(2) 学外委員を申請する場合は、主査または副査を務める研究科教員より別紙様式を研究科教務委員会に提出する。該当者が以下の場合には様式の提出は不要とする。

- ・過去に本研究科にて論文審査員を務めたことがある者
- ・過去に本学の専任教員であった者

附則 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。